

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA43-9 r.3.0
提出年月日	令和3年10月1日

# 泊発電所3号炉

## 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備)

### 比較表

令和3年10月

北海道電力株式会社

## 目 次

### 1. 基本的な設計方針

#### 1.1 耐震性・耐津波性

1.1.1 発電用原子炉施設の位置【38条】

1.1.2 耐震設計の基本方針【39条】

1.1.3 津波による損傷の防止【40条】

#### 1.2 火災による損傷の防止【41条】

#### 1.3 重大事故等対処設備

1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等【43条1 - 五、43条2 - 二、三、43条3 - 三、五、七】

1.3.2 容量等【43条2 - 一、43条3 - 一】

1.3.3 環境条件等【43条1 - 一、六、43条3 - 四】

1.3.4 操作性及び試験・検査性【43条1 - 二、三、四、43条3 - 二、六】

### 2. 個別機能の設計方針

2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】

2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】

2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】

2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】

2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】

2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】

2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】

2.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】

2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】

2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】

2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】

2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】

2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備【56条】

2.14 電源設備【57条】

2.15 計装設備【58条】

2.16 原子炉制御室【59条】

2.17 監視測定設備【60条】

2.18 緊急時対策所【61条】

2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】

2.20 1次冷却設備

2.21 原子炉格納施設

2.22 燃料貯蔵設備

2.23 非常用取水設備

2.24 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）

表 重大事故等対処設備仕様



女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p><b>比較結果等を取りまとめた資料</b></p> <p><b>1. 最新審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b></p> <p><b>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項</b></p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p><b>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項</b></p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件。                      ・その他資機材一覧表の追加</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p><b>1-3) バックフィット関連事項</b></p> <p>なし</p> <p><b>1-4) その他</b></p> <p>女川2号炉まとめ資料に合わせて記載ぶりを修正し、結果として差異がなくなった箇所があるが、本比較表には、その該当箇所の識別はしていない。</p>			

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p><b>2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</b></p> <p><b>2-1) 設計方針の主要な差異</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 女川は、「設計基準対象施設のうち、想定される重大事故等時にその機能を期待するもの」を「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」とする分類を設けているが、泊は「設計基準対象施設のうち、想定される重大事故等時にその機能を期待するもの」を含めて「重大事故等対処設備」として整理している。いずれも「重大事故等対処設備」と位置付けていることに相違はない。（P.43-3）</li> <li>➤ 溢水に対して、女川は多様性と位置的分散で重大事故等対処設備が同時に機能を損なわない設計であるが、泊は、溢水水位に対して重大事故等対処設備を守る設計としている。いずれも、重大事故等対処設備の機能を損なわない設計としている。（伊方、大飯と同様。P43-7, 11）</li> <li>➤ 常設重大事故等対処設備の共通要因故障の防止として、飛来物（航空機落下）に対して、女川は設計基準事故対処設備等と常設重大事故防止設備との位置的分散を図る設計であるが、泊は航空機落下確率の評価と同様の評価に基づき防護設計の要否を判断する基準（10-7（回/炉・年））を超えない等の理由により、考慮不要の共通要因としている。（伊方、大飯と同様。P43-8）</li> <li>➤ 可搬型重大事故等対処設備の保管場所に対して、女川は地震影響を受けない地盤上に保管する設計であるが、泊は重大事故等への対処に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について機能維持ができる地盤上に保管する設計としている。また、女川は可搬型重大事故等対処設備は建屋と離隔して保管する設計であるが、泊は重大事故等への対処に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について建屋と離隔して保管する設計としている。いずれも、重大事故等対処設備の機能を損なわない設計としている。（伊方と同様。P43-10, 11～12）</li> </ul> <p><b>2-2) その他</b></p> <p>女川との記載の整合を図った主要箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 常設重大事故防止設備、緩和設備の定義記載（P43-2, 3）</li> <li>➤ 考慮すべき自然現象、外部人為事象の抽出、選定に関する記載（P43-5～6, 23, 25, 30）</li> </ul> <p>などがある。</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>1. 重大事故等対処設備【43条】</p> <p>2.3 重大事故等対処設備に関する基本方針【43条】</p> <p>1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>発電用原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料プール内の燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために、重大事故等対処設備を設ける。</p> <p>これらの設備については、当該設備が機能を発揮するために必要な系統（水源から注入先まで、流路を含む。）までを含むものとする。</p> <p>また、設計基準対象施設のうち、想定される重大事故等時にその機能を期待するものは、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する重大事故等対処設備（以下「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」という。）と位置づける。</p> <p>重大事故等対処設備は、常設のものと可搬型のものがあり、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備 重大事故等対処設備のうち常設のもの</p> <p>a. 常設重大事故防止設備 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備（重大事故防止設備）のうち、常設のもの</p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p>	<p>第43条 重大事故等対処設備</p> <p>1.3 重大事故等対処設備</p> <p>原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な措置を講じる設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備については、種別として常設のものと可搬型のものがあるが、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備のうち常設のもの（常設重大事故等対処設備）</p> <p>a. 常設重大事故防止設備 重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</p> <p>a-1. 常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</p> <p>a-2. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 常設重大事故防止設備であって、a-1. 以外のもの</p>	<p>第43条 重大事故等対処設備</p> <p>1.3 重大事故等対処設備</p> <p>原子炉施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、炉心、使用済燃料ピット内の燃料体等及び運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な措置を講じた設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備については、種別として常設のものと可搬型のものがあるが、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重大事故等対処設備のうち常設のもの（常設重大事故等対処設備）</p> <p>a. 常設重大事故防止設備 重大事故防止設備のうち常設のもの。「1.1.2.1 地震による損傷の防止に係る基準適合性 I. 設備分類」の(1) 常設重大事故防止設備に同じ。</p> <p>a-1. 常設耐震重要重大事故防止設備 a. であって耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの。「1.1.2.1 地震による損傷の防止に係る基準適合性 I. 設備分類」の(1) a. 常設耐震重要重大事故防止設備に同じ。</p> <p>a-2. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 a. であってa-1. 以外のもの。「1.1.2.1 地震による損傷の防止に係る基準適合性 I. 設備分類」の(1) b. 常設耐震重要重大事故防止設備に同じ。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は他の資料にて発電用原子炉施設を原子炉施設に読み替えている（以下、差異理由は省略）</li> <li>設備名称の相違</li> <li>記載表現の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計要件として「必要な措置を講じる設計」とした。（伊方と同様）</li> </ul> </li> <li>設計方針の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は「重大事故等対処設備（設計基準拡張）」の分類を設けている。</li> <li>・泊は「重大事故等対処設備」として整理。</li> <li>・いずれもSA設備であることに相違なし。（以下、差異理由は省略）</li> </ul> </li> <li>記載表現の相違</li> <li>記載表現の相違</li> <li>記載箇所の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川でも第39条では「常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備」の分類を設けている。</li> </ul> </li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>c. 常設重大事故緩和設備                      重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（<b>重大事故緩和設備</b>）のうち、常設のもの</p> <p>d. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）                      設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する上記a.以外の常設のもの</p> <p>e. 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）                      設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する上記c.以外の常設のもの</p> <p>f. 常設重大事故等対処設備のうち<b>防止でも緩和でもない設備</b>                      常設重大事故等対処設備のうち、<b>上記a., b., c., d., e.</b>以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p>	<p>b. 常設重大事故緩和設備                      重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し又はその影響を緩和するための機能を有する設備<b>であって</b>常設のもの</p> <p>c. 常設重大事故等対処設備（<b>防止・緩和以外</b>）                      常設重大事故等対処設備のうち<b>a., b.</b>以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの。</p>	<p>b. 常設重大事故緩和設備                      重大事故緩和設備のうち常設のもの。「1.1.2.1 地震による損傷の防止に係る基準適合性 I. 設備分類」の(2) 常設重大事故緩和設備に同じ。</p> <p>c. 常設重大事故等対処設備（<b>防止・緩和以外</b>）                      常設重大事故等対処設備のうち<b>a., b.</b>以外の常設設備で、防止又は緩和の機能がないもの。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備                      重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>a. 可搬型重大事故防止設備                      重大事故防止設備のうち可搬型のもの</p> <p>b. 可搬型重大事故緩和設備                      重大事故緩和設備のうち可搬型のもの</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備のうち防止でも緩和でもない設備                      可搬型重大事故等対処設備のうち、上記a., b. 以外の可搬型設備で、防止又は緩和の機能がないもの</p> <p>主要な重大事故等対処設備の設備種別及び設備分類を第1.1.7-1表に示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び可搬型重大事故防止設備については、当該設備が機能を代替する設計基準対象施設とその耐震重要度分類を併せて示す。</p> <p>また、主要な重大事故等対処設備の設置場所及び保管場所を第1.1.7-1図から第1.1.7-16図に示す。</p>	<p>(2) 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備                      重大事故等対処設備のうち持ち運びが可能な設備。</p> <p>補足説明資料 共-1「重大事故等対処設備の設備分類等」に、重大事故等対処設備の種別、設備分類、重大事故等クラスを示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び可搬型重大事故等対処設備のうち防止機能を持つものについては、重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能を有する設備（以下「設計基準事故対処設備等」という。）とその耐震重要度分類を併せて示す。</p>	<p>(2) 重大事故等対処設備のうち可搬型のもの</p> <p>a. 可搬型重大事故等対処設備                      重大事故等対処設備のうち持ち運びが可能な設備。</p> <p>補足説明資料 共-2「重大事故等対処設備の設備分類等」に、重大事故等対処設備の種別、設備分類、重大事故等クラスを示す。</p> <p>常設重大事故防止設備及び可搬型重大事故等対処設備のうち防止機能を持つものについては、重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故対処設備とその耐震重要度分類をあわせて示す。</p>	<p>記載箇所の相違</p> <p>記載方針の相違                      ・設置許可基準規則4.3条において可搬型重大事故等対処設備には防止/緩和の定義はないため、分類を分けていない。（以下、差異理由は省略）</p> <p>記載表現の相違                      設置許可申請書の表を引用する女川に対し、泊はまとめ資料の表を引用。</p> <p>記載方針の相違</p> <p>設計方針の相違                      ・重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なわないようにする必要のあることから、泊は「代替する機能を有する設計基準事故対処設備等」を示している。</p> <p>記載箇所の相違                      補足説明資料 共-4-2-1に配置図があるがまとめ資料本文には引用していない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(1) 多様性、位置的分散                  共通要因としては、環境条件、自然現象、<b>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象</b>であって人為によるもの（人為事象）、<b>溢水、火災及びサポート系の故障</b>を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>自然現象の組合せについては、地震、津波、風（台風）、積雪及び<b>火山の影響</b>を考慮する。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において<b>想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象</b>であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、飛来物</p>	<p>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等【43条1-五、43条2-二、三、43条3-三、五、七】</p> <p>(1) 多様性、位置的分散                  共通要因としては、環境条件、自然現象、<b>発電用原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の安全性を損なう原因となるおそれがある事象</b>であって人為によるもの（以下「外部人為事象」という。）、<b>溢水、火災及びサポート系</b>を考慮する。</p> <p>発電所敷地で想定される自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p><b>地震、津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重の組合せ</b>を考慮する。地震、津波を含む<b>自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3津波による損傷の防止」にて考慮する。</b></p> <p><b>外部人為事象</b>については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（<b>石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響</b>）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響</p>	<p>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について【43条1-五、43条2-二・三、43条】</p> <p>(1) 多様性、位置的分散                  共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為事象、<b>溢水、火災及びサポート系</b>を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を考慮する。</p> <p>地震及び津波以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震及び津波を含む自然現象の組合せについては、それぞれ「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮する。</p> <p>外部人為事象については、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他テロリズムを考慮する。</p>	<p>記載表現の相違                  ・適用条文を明記している。</p> <p>記載表現の相違                  ・以後、多数記載するため読み替えた。</p> <p>記載表現の相違                  ・泊は、地震・津波とそれ以外を書き分けているが、自然現象の組合せとして考慮する事象は同じ。</p> <p>記載表現の相違                  ・泊は、火山影響を荷重として考慮する場合は、降灰に統一した。</p> <p>記載表現の相違                  ・外部人為事象と読替え済</p> <p>記載表現の相違                  ・近隣工場等の火災については、括弧内にDB6条に記載している項目を列挙した。（以下、差異理由は省略）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、飛来物(航空機落下)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>主要な重大事故等対処施設である原子炉建屋、制御建屋、緊急用電気品建屋及び緊急時対策建屋(以下「建屋等」という。)については、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることを考慮する。</p>	<p>を与えるおそれがある事象として、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。また、設計基準事故対処設備等と重大事故等対処設備に対する共通要因としては、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災(石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響)、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを選定する。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講じることとする。</p> <p>主要な重大事故等対処施設である原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋、緊急時対策所(空調上屋含む)及び地中の配管トレンチについては、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷を防止できる設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても、可能な限り多様性を考慮する。</p>	<p>なお、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備にて考慮する。</p> <p>設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備を内包する建屋並びに地中の配管トレンチについては、地震、津波、火災及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた設計とする。</p> <p>重大事故緩和設備についても、重大事故防止設備と同様に可能な限り多様性を考慮する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機落下「等」は、飛来物として発電所周辺での爆発等に起因する飛来物を含めているDB6条の記載と整合させた。</li> </ul> <p>建屋構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故緩和設備については、同じ機能を有する設計基準事故対処設備がないことから、位置的分散を図る対象物がないため、位置的分散を明記していない。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の<b>安全機能</b>と共通要因によって同時にその機能が<b>損なわれる</b>おそれがないよう、<b>共通要因の特性を踏まえ</b>、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視パラメータ（当該パラメータの他チャンネルの計器を除く。）による推定は、重要監視パラメータと異なる物理量又は測定原理とする等、重要監視パラメータに対して可能な限り多様性を<b>有する方法</b>により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは重要監視パラメータと可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.1.7.3 環境条件等」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が<b>損なわれない</b>設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備は、「1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」に基づく地盤に設置する。常設重大事故防止設備は、地震、津波及び火災に対して、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」に基づく設計とする。</p> <p>溢水に対しては、可能な限り多様性を有し、位置的分散を図ることで、想定する溢水水位に対して同時に機能を<b>損なうことのない</b>設計とする。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時に機能を損なうおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図る。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置するか、又は設計基準事故対処設備等と同時に機能が<b>損なわれない</b>ように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り、屋外に設置する。</p> <p>落雷に対して<b>常設代替交流電源設備</b>は、避雷設備等により</p>	<p>a. 常設重大事故等対処設備（第四十三条 第2項 第三号）</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の<b>機能</b>と、共通要因によって同時にその機能が<b>損なう</b>おそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替監視パラメータ（当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、<b>重要な監視パラメータと異なる物理量（水位、注水量等）</b>又は測定原理とする等、<b>重要な監視パラメータ</b>に対して可能な限り多様性を<b>持った計測方法</b>により計測できる設計とする。重要代替監視パラメータは<b>重要な監視パラメータ</b>と可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）<b>及び竜巻のうち風荷重</b>、凍結、降水、積雪、<b>火山の影響並びに電磁的障害</b>に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能を<b>損なうことのない</b>設計とする。</p> <p>地震に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤に設置する。地震、津波及び火災に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の<b>機能</b>と同時に<b>その機能を損なう</b>おそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備等と位置的分散を図るとともに、<b>溢水に対しては、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない</b>設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（<b>発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響</b>）、有毒ガス及び電磁的障害に対して、常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷防止が図られた建屋内に設置するか、設計基準事故対処設備等の<b>機能</b>と同時に<b>その機能を損なうおそれがない</b>ように、<b>設計基準事故対処設備等を防護するとともに</b>、設計基準事故対処</p>	<p>a. 常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。ただし、常設重大事故防止設備のうち、計装設備について、重要代替パラメータ（当該パラメータの他チャンネル又は他ループの計器を除く。）による推定は、重要な監視パラメータと異なる物理量（水位、注水量等）又は測定原理とすることで、重要な監視パラメータに対して可能な限り多様性を<b>持った計測方法</b>により計測できる設計とする。重要代替パラメータは<b>重要な監視パラメータ</b>と可能な限り位置的分散を図る設計とする。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、常設重大事故防止設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については、「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁的障害に対して常設重大事故防止設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して常設重大事故防止設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上に設置する。地震、津波及び火災に対して常設重大事故防止設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、可能な限り設計基準事故対処設備と位置的分散を図り、<b>溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。</b></p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（<b>発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響</b>）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の常設重大事故防止設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置する。屋外の常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“設計基準事故対処設備等”には“SFP 冷却・注水設備”を含めるため“安全機能”ではなく“機能”とした。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、火山や竜巻の風荷重を記載していないが、下の段落で、建屋内に保管するか<b>位置的分散</b>を図る、とする箇所に記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可申請書の章を引用する女川に対し、泊はまとめ資料の章を引用。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、多様性と位置的分散で溢水に対して同時に機能を損なわない設計。泊は、多様性と位置的分散で守るのではなく、<b>溢水水位に対して守る設計。</b>（伊方と同様）</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凍結、降水、積雪、火山の影響は敷地内の広範囲に影響するものであることから、泊では環境条件にて考慮する。</li> <li>・泊は、爆発、船舶の衝突 は考慮する必要が無い要因として下段に記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>防護する設計とする。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により<b>重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。生物学的事象のうちクラゲ等の海生生物からの影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により重大事故等に対処するための必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</b></p> <p>高潮に対して常設重大事故防止設備（非常用取水設備を除く。）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>飛来物（航空機落下）に対して常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれないように、設計基準事故対処設備等と位置的分散を図り設置する。</p> <p>なお、洪水、地滑り及び<b>ダム</b>の崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p>	<p>設備等と位置的分散を図り屋外に設置する。落雷に対して<b>代替非常用発電機</b>は、避雷設備又は<b>接地設備</b>により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により機能を<b>損なう</b>おそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある常設重大事故防止設備は、<b>多重性をもつ</b>設計とする。</p> <p>高潮に対して常設重大事故防止設備（非常用取水設備を除く）は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p> <p>なお、<b>発電所敷地で想定される自然現象のうち</b>、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、<b>発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち</b>、飛来物（航空機落下等）については、防護設計の要否を判断する基準を超えない等の理由により、<b>ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については立地的要因により</b>、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により、設計上考慮する必要はない。</p>	<p>備を防護するとともに、設計基準事故対処設備と位置的分散を図り設置する。落雷に対して空冷式非常用発電装置は、避雷設備又は接地設備により防護する設計とする。生物学的事象のうち、ネズミ等の小動物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、侵入防止対策により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の常設重大事故防止設備は、多重性を持つ設計とする。</p> <p>高潮に対して常設重大事故防止設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、侵入防止対策。泊は、多重性で同時に機能が損なわれない設計。（大飯と同様。クラゲ等の影響を受ける常設SAはSWPであり多重性を有する設計。）</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物（航空機落下）に対して、常設SA設備は、R/B、A/B等建屋内設置に加えて代替非常用発電機の設置エリアが拡大するのみであるため、DB6条における航空機落下確率の評価と同様評価を行うと防護設計の要否を判断する10-7（回/炉・年）を超えることなく、考慮不要の共通要因として整理した。（大飯、伊方と同様）</li> </ul> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、自然現象と人為事象をまとめて記載しているが、泊は別の文章としダムの崩壊は次段落に記載。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物に対する防護設計の相違（上記）</li> <li>・爆発、船舶の衝突は、女川では43-6ページに記載しており、建屋等内に設置 or DB設備と位置的分散で機能を損なわない設計。泊は立地的要因、船舶航路がないことにより考慮不要。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は近隣工場等の火災をまとめて書いているが、泊は括弧内にDB6条に記載している項目を列挙しているため、そのうちの石油コンビナート施設等の火災は立地的要因により考慮する必要がないものとして記載。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>常設重大事故緩和設備についても、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り上記を考慮して多様性、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源、冷却源を用いる設計、又は駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源をもつ設計とする。</p>	<p>常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多様性、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。</p>	<p>常設重大事故緩和設備についても、可能な限り上記を考慮して多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、常設重大事故防止設備は設計基準事故対処設備と可能な限り異なる水源を持つ設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波、その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する設計とする。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.1.7.3 環境条件等」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」に基づく地盤上に設置する建屋等内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響を受けない複数の保管場所に分散して保管する設計とする。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」に基づく火災</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備（第四十三条 第3項 第五号及び第七号）</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備等及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪、火山の影響並びに電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管するか、又は屋外において共通要因によりすべての設備が同時に機能を喪失しないよう転倒しないことを確認するか若しくは必要により固縛等の処置をする。屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化又は揺すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p>	<p>b. 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響並びに設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づき設置された建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に保管する。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.1.2 耐震設計の基本方針」及び「1.1.3 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「1.2 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。地震、津波、溢水及び火災に対し</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・45条等の個別要求に対して使用する用語のため、初出箇所で見替える。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、竜巻の風荷重や火山の影響を記載していないが、下の段落で、建屋内に保管するか位置的分散を図る、とする箇所に記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可申請書の章を引用する女川に対し、泊はまとめ資料の章を引用。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、可搬型 SA 設備は地震影響を受けない地盤上に保管する設計。泊は、SA 対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、機能維持ができる地盤上に保管する設計。（伊方と同様）</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“影響を受けない”ではなく、“影響により必要な機能を喪失しない”を設計方針とする（伊方と同様）</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可申請書の章を引用する女川に対し、泊はまとめ資料の章を引用。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>防護を行う。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管するか、又は設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に必要な機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、防火帯の内側の複数箇所に分散して保管する設計とする。クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある屋外の可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、原子炉建屋及び制御建屋から100m以上の隔離距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備か</p>	<p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故等対処設備の機能と同時にその機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等を防護するとともに、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管する。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外に保管する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。クラゲ等の海生生物に対して可搬型重大事故等対処設備の取水ラインが閉塞する場合には、予備の可搬型重大事故等対処設備によって取水を継続し、閉塞箇所の清掃を行うことで対応できるよう、クラゲ等の海生生物から影響を受けるおそれのある可搬型重大事故等対処設備は、予備を有する設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、高潮の影響を受けない敷地高さに保管する。</p> <p>飛来物（航空機落下等）及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、可能な限り設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源</p>	<p>て可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散し、溢水量による溢水水位を考慮した高所に保管する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。生物学的事象のうち、くらげ等の海洋生物に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、複数の取水箇所を選定できる設計とする。</p> <p>高潮に対して可搬型重大事故等対処設備は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するとともに、可能な限り設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉周辺建屋及び制御建屋から100mの隔離距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、屋外の常設重大事故等対処設備からも100m</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、位置的分散で溢水に対して同時に機能を損なわない設計。泊は、位置的分散で守るのではなく、溢水水位に対して守る設計。（伊方と同様）</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凍結、降水、積雪、火山の影響は敷地内の広範囲に影響するものであることから、泊では環境条件にて考慮する。</li> <li>・泊は、爆発、船舶の衝突は考慮する必要が無い旨を下段に記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣工場等の火災については、括弧内にDB6条に記載している項目を列挙した。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では保守点検時用の予備に対しては防火内の内側に限定しない設計。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、可搬型SA設備についても、小動物による啃害からの対応策をとることを記載。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラゲ等の海生生物に対して予備を保有する考え方を記載している。</li> <li>・クラゲによる影響は海水取水機能を有するSA設備が対象であるため“屋外”に限定しない。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、可搬型SA設備は隔離して保管する設計。泊は、共通要因による影響を想定しても、SA対応に必要な機能を喪失しないよう、必要セット数について、隔離して保管す</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>ら100m以上の離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>サポート系の故障に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源、冷却源を用いる設計とするか、駆動源、冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。</p>	<p>設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋又はディーゼル発電機建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、少なくとも1セットは、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油、冷却水を考慮し、可搬型重大事故防止設備は設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源又は冷却源を用いる設計とするか、駆動源又は冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。また、水源についても可能な限り、異なる水源を用いる設計とする。</p>	<p>の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管、又は屋外の設計基準事故対処設備から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>サポート系に対しては、系統又は機器に供給される電力、空気、油及び冷却水を考慮し、重大事故防止設備のうち可搬型のは設計基準事故対処設備又は常設重大事故防止設備と異なる駆動源及び冷却源を用いる設計とし、駆動源及び冷却源が同じ場合は別の手段が可能な設計とする。</p>	<p>る設計。(伊方と同様)</p> <p>建屋構成の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・女川には、「屋外の設計基準事故対処設備」があるが、泊は屋外ではなく循環水ポンプ建屋内に設計基準事故対処設備である原子炉補助機冷却海水ポンプがあるため、泊特有の記載をしている。</p> <p>記載箇所の相違</p> <p>・女川は、自然現象と人為事象をまとめて記載しているが、泊は別の文章とシダムの崩壊は次段落に記載。</p> <p>設計方針の相違</p> <p>・爆発、船舶の衝突 は、女川では 43-10 ページに記載しており、建屋等内に設置 or DB 設備&amp;常設 SA と位置的分散 で機能を損なわない設計。泊は立地的要因、船舶航路がないことにより考慮する必要がない。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川は近隣工場等の火災をまとめて書いているが、泊は括弧内にDB 6条に記載している項目を列挙しているため、そのうちの石油コンビナート施設等の火災は立地的要因により考慮する必要がないものとして記載。</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口</p> <p>原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。なお、洪水、地滑り及びダム崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.1.7.3 環境条件等」に記載する。風（台風）、凍結、降水、積雪及び電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し、機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震に対して接続口は、「1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」に基づく地盤上の建屋内又は建屋面に複数箇所設置する。</p> <p>地震、津波及び火災に対して接続口は、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」及び「1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」に基づく設計とする。</p> <p>溢水に対して接続口は、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない位置に設置する。</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口（第四十三条 第三項 第三号）</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に適切な隔離距離をもって複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、屋内又は建屋面において異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪並びに火山の影響に対しては、環境条件にて考慮し機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>地震に対しては、屋内又は建屋面に設置する場合は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上の建屋において、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。屋外側に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面の滑り、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>地震、津波及び火災に対しては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とするとともに、屋内又は建屋面において異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。溢水に対しては、想定される溢</p>	<p>c. 可搬型重大事故等対処設備と常設設備の接続口</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備と、常設設備との接続口は、共通要因によって、接続することができなくなることを防止するため、建屋の異なる面の隣接しない位置に、適切な隔離距離をもって複数箇所設置する。</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能を確実に発揮できる設計とするとともに、屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所、屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な隔離距離を確保した位置に複数箇所設置する。重大事故等時の環境条件における健全性については「1.3.3 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁的障害に対しては、環境条件にて考慮し機能が損なわれない設計とする。</p> <p>地震及び地滑りに対して屋内又は建屋面に設置する場合は、「1.1.1 発電用原子炉施設の位置」に基づく地盤上に、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足及び地下構造物の損壊等の影響を受けない位置に設置するとともに、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な隔離距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対しては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」、「1.1.3 津波による損傷の防止」及び「1.2 火災による損傷の防止」に基づく設計とし、溢水量による溢水水位を考慮した高所に設置する。屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>建屋構成の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続口を複数箇所に設置することに相違ないが、女川が条文要求に忠実に記載し、泊は泊としての接続口の設計方針の表現で記載している。</li> </ul> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・考慮不要の要因は、泊では次ページに記載している。</li> </ul> <p>設計方針の相違（接続口）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続口の配置として、泊は建屋内に複数設置し複数建屋面からアクセスして接続する箇所があるため記載が異なる。（以下、差異理由は省略）</li> </ul> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、竜巻の風荷重や火山の影響を記載していないが、下の段落で、複数箇所に設置する、とする箇所に記載している。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電磁的障害に対しては、泊は次ページに、計測制御回路がないことから影響を受けない、と記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可申請書の章を引用する女川に対し、泊はまとめ資料の章を引用。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続口は建屋に設置することから、接続口を設ける建屋は、地盤条件を満足する建屋に設け、屋外側に接続口を設置する場合には屋外側の操作性を考慮し、地盤影響を考慮する方針とする。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可申請書の章を引用する女川に対し、泊はまとめ資料の章を引用。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では、地震、津波、火災に対する基本方針に基づくことの記載に加えて、接続口</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>風（台風）、竜巻、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、接続口は、建屋の異なる面の隣接しない位置又は建屋内及び建屋面の適切に隔離した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して、屋外に設置する場合は、開口部の閉止により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない敷地高さに設置する。</p>	<p>水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置するか、建屋内の異なる区画に複数箇所設置し異なる建屋面から接続できる設計とする。生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外側に設置する場合は、開口部の閉止により機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、高潮の影響を受けない位置に設置する。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下等）については防護設計の要否判断の基準を超えない等の理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対して接続口は、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p>	<p>トンネルまでの経路を含めて十分な隔離距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>風（台風）、竜巻、落雷、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して屋内又は建屋面に設置する場合は、異なる建屋面の隣接しない位置に複数箇所設置する。屋外に設置する場合は、接続口から建屋又は地中の配管トンネルまでの経路を含めて十分な隔離距離を確保した位置に複数箇所設置する。</p> <p>生物学的事象のうちネズミ等の小動物に対して屋外又は建屋面に設置する場合は、開口部の閉止により安全機能が損なわれるおそれのない設計とする。</p> <p>高潮に対して接続口は、津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては、計測制御回路がないことから影響を受けない。</p>	<p>の具体的設計方針も記載。</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山の影響は敷地内の広範囲に影響するものであることから、泊では環境条件にて考慮する。</li> <li>・泊は、飛来物（航空機落下）、爆発、船舶の衝突 は考慮する必要が無い要因として下段に記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違（接続口）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続口を建屋面に設置する場合において、接続口を屋外側に設ける際の咬合対応であることを明示する為“側”を付した。</li> <li>・接続口は建屋内に設置する場合もあることから、敷地高さに限らず、影響を受けない“位置”としている。</li> </ul> <p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地滑り・洪水・ダムの崩壊は考慮不要である旨は、女川では前ページに記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物（航空機落下）に対しては、常設SA設備と同様に、防護設計の要否を判断する10-7（回/炉・年）を超えることなく、考慮不要の共通要因として整理した。（大飯、伊方と同様）</li> <li>・爆発、船舶の衝突 は、女川では上の段落に記載しており、複数箇所に設置 で機能を損なわない設計。泊は立地的要因、船舶航路がないことにより考慮する必要がない。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は近隣工場等の火災をまとめて書いているが、泊は括弧内にDB6条に記載している項目を列挙しているため、そのうちの石油コンビナート施設等の火災は立地的要因により考慮する必要がないものとして記載。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。同時に使用する可能性がある場合は、合計の容量を確保し、状況に応じて、それぞれの系統に必要な容量を同時に供給できる設計とする。</p>	<p>また、一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。</p>	<p>また、複数の機能で一つの接続口を同時に使用しない設計とする。大容量ポンプを用いた海水供給については、3号炉及び4号炉同時供給時においても、それぞれ独立した接続口、ホースにて供給できる設計とする。</p>	<p>設計方針の相違                      ・泊では、有効性評価/技術的能力の手順において、一つの接続口を同時に使用することはない。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>(2) 悪影響防止</p> <p>重大事故等対処設備は、<b>発電用</b>原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、<b>重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響</b>（電気的な影響を含む。）並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮し、<b>他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計</b>とする。</p> <p>系統的な影響に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の<b>隔離若しくは分離された状態から弁等の操作</b>や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>(2) 悪影響防止（<b>第四十三条 第1項 第五号</b>）</p> <p>重大事故等対処設備は原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設及び当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備）に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、<b>他設備への系統的な影響</b>（電気的な影響を含む。）、<b>同一設備の機能的な影響</b>、<b>地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響</b>、タービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。</p> <p><b>他設備への系統的な影響</b>に対しては、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前（通常時）の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、<b>又は設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を接続する場合は、多重の隔離弁を設けるか、通常時に接続先と分離された状態とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</b></p> <p><b>同一設備の機能的な影響</b>に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。</p> <p><b>地震による影響</b>に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認するか又は固縛等による固定が可能な設計とする。</p> <p><b>耐震設計</b>については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</p> <p><b>地震起因以外の火災による影響</b>に対しては、重大事故等対</p>	<p>(2) 悪影響の防止</p> <p>重大事故等対処設備は原子炉施設（他号炉を含む。）内の他の設備（設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む。）に対して悪影響を及ぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。</p> <p>他設備への系統的な影響（電気的な影響を含む。）に対しては、重大事故等対処設備は、他の設備に悪影響を及ぼさないように、弁の閉止等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離とすること、通常時の分離された状態から接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、又は他の設備から独立して単独で使用可能なこと、並びに通常時の系統構成を変えなく重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。特に放射性物質又は海水を含む系統と、含まない系統を分離する場合は、通常時に確実に閉止し、使用時に通水できるようにディスタンスピースを、又は通常時に確実に取り外し、使用時に取り付けできるようにフレキシブルホースを設けることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p><b>同一設備の機能的な影響</b>に対しては、重大事故等対処設備は、要求される機能が複数ある場合は、原則、同時に複数の機能で使用しない設計とする。ただし、可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく低減を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量をあわせた容量とし、兼用できる設計とする。容量の設定根拠については「1.3.2 容量等」に記載する。</p> <p><b>地震による影響</b>に対しては、重大事故等対処設備は、地震により他設備に悪影響を及ぼさないように、また、地震による火災源及び溢水源とならないように、耐震設計を行うとともに、可搬型重大事故等対処設備は、設置場所での固縛又は固定が可能な設計とする。</p> <p><b>地震に対する耐震設計</b>については「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。</p> <p><b>地震起因以外の火災による影響</b>に対しては、重大事故等対</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊（大飯も同様）は、「同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風（台風）及び竜巻による影響」も悪影響防止として考慮する。（以下、差異理由は省略）</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川では弁で分離した系統を弁操作で系統構成をする場合を想定した記載と思われる。泊では弁操作で系統構成をする場合は1つめの「弁等の操作によって設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をする」にて記載している。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊では、重大事故等時には放射性物質を含む系統と含まない系統を接続する場合や、海水を含む系統と含まない系統を接続（設計基準時には海水を含まない系統に海水を通水）する場合があることから、その悪影響防止の設計方針を記載している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>また、放水砲については、建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、重大事故等対処設備がタービンミサイル等の発生源となることを防ぐことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。                  火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p> <p>地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。放水砲による建屋への放水により、放水砲の使用を想定する重大事故時において必要となる他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>風（台風）及び竜巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするか、又は風荷重による浮上がり及び横滑りを考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置をとり、屋外に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、他の設備との離隔距離及び保管場所の位置関係を考慮し、必要により固縛の措置をとり、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とするとともに、固縛により当該重大事故等対処設備の操作性等に悪影響を与えないよう設計する。</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発並びに重量機器の落下を考慮し、これらにより重大事故等対処設備が悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>処設備は、火災発生防止、感知及び消火による火災防護を行う。                  火災防護については「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p> <p>地震起因以外の溢水による影響に対しては、想定する重大事故等対処設備の破損等により生じる溢水により、他設備に悪影響を与えない設計とする。放水砲による建屋への放水により、屋外の設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>風（台風）及び竜巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。                  また、屋外の重大事故等対処設備については、風荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとり、設計基準事故対処設備（防護対象施設）の他、当該設備と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする（「1.3.3 環境条件等」）。</p> <p>内部発生飛散物による影響に対しては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、高速回転機器の破損、ガス爆発及び重量機器の落下を考慮する。重大事故等対処設備としては、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する機器、爆発性ガスを内包する機器及び落下を考慮すべき重量機器はないが、高速回転機器については、飛散物とならない設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>(3) 共用の禁止                      常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の発                      電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>(3) 共用の禁止（第四十三条 第2項 第二号）                      常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の原                      子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>(3) 共用の禁止                      常設重大事故等対処設備の各機器については、2以上の原                      子炉施設において共用しない設計とする。                      ただし、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件（重                      大事故等に対処するための必要な機能）を満たしつつ、2以                      上の原子炉施設と共用することによって、安全性が向上する                      場合であって、さらに同一の発電所内の他の原子炉施設に対                      して悪影響を及ぼさない場合は、共用できる設計とする。                      共用する設備は、非常用取水設備のうち貯水堰、号機間電                      力融通ケーブル、他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を                      除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タ                      ンクを含む。）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、中央制御室、                      中央制御室遮蔽、中央制御室空調装置、緊急時対策所及び通                      信連絡設備である。                      非常用取水設備のうち貯水堰は、共用により自号炉だけで                      なく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の海                      水取水箇所も使用することで、安全性の向上を図れることか                      ら、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。                      この設備は容量に制限がなく3号炉及び4号炉に必要な                      取水容量を十分に有しているが、共用により悪影響を及ぼさ                      ないように引き波時においても貯水堰により3号炉及び4                      号炉に必要な海水を確保する設計とする。                      号機間電力融通恒設ケーブル又は号機間電力融通予備ケ                      ーブルを使用した他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を                      除く。）のディーゼル発電機（燃料油貯蔵タンク及び重油タ                      ンクを含む。）からの号機間電力融通は、号機間電力融通ケ                      ーブルを手動で3号炉及び4号炉の非常用高圧母線へ接続                      し、遮断器を投入することにより、重大事故等の対応に必要                      となる電力を供給可能となり、安全性の向上を図ることが                      できることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。こ                      れらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう重大事故                      等発生時以外、号機間電力融通恒設ケーブルを非常用高圧母                      線の遮断器から切り離し、遮断器を開放することにより、他                      号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）と分離が可                      能な設計とする。                      また、重大事故等時にタンクローリーを用いた燃料補給を                      行う場合の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、補給作業時                      間の短縮を図り作業員の安全性の向上が図れることから、3                      号炉及び4号炉で共用する設計とする。                      3号炉及び4号炉の燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、                      共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計                      とする。</p>	<p>記載表現の相違                      ・適用条文を明記している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
		<p>なお、ディーゼル発電機、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時に号機間電力融通を行う場合及び、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時にタンクローリーを用いて燃料補給を行う場合、3号炉及び4号炉共用とする。</p> <p>中央制御室及び中央制御室遮蔽は、プラントの状況に応じた運転員の相互融通等を考慮し、居住性にも配慮した共通のスペースとしている。スペースの共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な運転管理（事故対応を含む。）をすることで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>各号炉の監視・操作盤は共用によって悪影響を及ぼさないよう、一部の共通設備を除いて独立して設置することで、一方の号炉の監視・操作中に、他方の号炉のプラント監視機能が喪失しない設計とする。</p> <p>中央制御室空調装置は、重大事故等時において中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室空調ユニットを電源復旧し使用するが、共用により自号炉の系統だけでなく他号炉（3号炉及び4号炉のうち自号炉を除く。）の系統も使用することで、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>3号炉及び4号炉それぞれの系統は、共用により悪影響を及ぼさないよう独立して設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、事故対応において3号炉及び4号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、SPDS表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことで、安全性の向上を図れることから、3号炉及び4号炉で共用できる設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号炉の区分けなく使用でき、さらにプラントパラメータは、号炉ごとに表示及び監視できる設計とする。また、通信連絡設備は、3号炉及び4号炉各々に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できるよう設計されているため、共用により悪影響を及ぼさない。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
		<p>また、緊急時対策所は、1号炉及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことを前提として1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内に設置し、遮蔽のみを共用するため、1号炉及び2号炉に悪影響を及ぼさない。</p> <p>通信連絡設備は、号炉の区分けなく通信連絡することで、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む。）を行うことができ、安全性の向上が図れることから、3号炉及び4号炉で共用する設計とする。</p> <p>通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、3号炉及び4号炉に必要な容量を確保するとともに、号炉の区分けなく通信連絡できる設計とする。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>1.1.7.2 容量等</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備                      常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の<b>組合せ</b>により達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、伝熱容量、<b>弁吹出量</b>、発電機容量、蓄電池容量、計装設備の計測範囲、作動信号の設定値等とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち<b>設計基準対象施設</b>の系統及び機器を使用するものについては、<b>設計基準対象施設</b>の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等に対して十分であることを確認した上で、<b>設計基準対象施設</b>としての容量等と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち<b>設計基準対象施設</b>の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に<b>設計基準対象施設</b>の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち<b>重大事故等への対処を本来の目的として設置する</b>系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とする。</p>	<p>1.3.2 容量等【43条2―一、43条3―一】</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備（第四十三条 第2項 第一号）                      常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の<b>組み合わせ</b>により達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、<b>ピット容量</b>、伝熱容量、<b>弁放出流量</b>、発電機容量及び蓄電池容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち<b>設計基準事故対処設備</b>の系統及び機器を使用するものについては、<b>設計基準事故対処設備</b>の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に<b>対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備</b>の容量等の仕様と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち<b>設計基準事故対処設備</b>の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に<b>設計基準事故対処設備</b>の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段と合わせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち<b>設計基準事故対処設備以外</b>の系統及び機器を使用するものについては、<b>常設重大事故等対処設備単独で</b>、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p>	<p>1.3.2 容量等【43条2―一、43条3―一】</p> <p>(1) 常設重大事故等対処設備の容量等                      常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な目的を果たすために、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、ピット容量、伝熱容量、弁放出流量及び発電機容量並びに計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値とする。</p> <p>事故対応手段の系統設計において、常設重大事故等対処設備のうち異なる目的を持つ設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するものについては、設計基準事故対処設備の容量等の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量等の仕様に対して十分であることを確認した上で、設計基準事故対処設備の容量等の仕様と同仕様の設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備の系統及び機器を使用するもので、重大事故等時に設計基準事故対処設備の容量等を補う必要があるものについては、その後の事故対応手段とあわせて、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p> <p>常設重大事故等対処設備のうち設計基準事故対処設備以外の系統及び機器を使用するものについては、常設重大事故等対処設備単独で、系統の目的に応じて必要となる容量等を有する設計とする。</p>	<p>記載表現の相違                      ・適用条文を明記している。</p> <p>設備の相違                      ・泊3号炉には、補助給水ピット・燃料取替用ピットというピット構造の容器があるため、ピット容量も該当する。</p> <p>対象施設の相違                      ・女川では、設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する場面があるが、泊では設計基準事故対処設備を重大事故等対処設備として使用する場面がある。</p> <p>記載方針の相違                      ・泊は、上段で“設計基準事故対処設備を使用するもの”のことを述べているので、“それ以外”の設計方針を述べる記載としている。</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の<b>組合せ</b>により達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、<b>伝熱容量</b>、発電機容量、蓄電池容量、ポンベ容量、計測器の計測範囲等とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく<b>の低減</b>が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を有する設備を<b>1基当たり2セット</b>に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、発電所全体で予備を確保する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する<b>高圧窒素ガスポンベ</b>、<b>主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池</b>等は、必要となる容量等を有する設備を<b>1基当たり1セット</b>に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして、<b>発電所全体で予備</b>を確保する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を<b>1基当たり1セット</b>に加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p>	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備（<b>第四十三条 第3項 第一号</b>）</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の<b>組み合わせ</b>により達成する。</p> <p>「容量等」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電池容量<b>及びポンベ容量並びに</b>計装設備の計測範囲とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて<b>1セット</b>で必要な容量等を有する設計とするとともに、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばく<b>低減</b>を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち原子炉建屋<b>又は原子炉補助建屋</b>の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を<b>賄うことができる</b>設備を2セット<b>以上持つこと</b>に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを<b>発電所全体で</b>確保する。</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する<b>可搬型バッテリー及び可搬型ポンベ</b>等は、<b>1負荷当たり1セット</b>に、<b>発電所全体で</b>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを<b>加えた容量等</b>を確保する。</p> <p>上記以外の可搬型重大事故等対処設備は、必要となる容量等を有する設備を<b>1セット</b>に加え、設備の信頼度等を考慮し、予備を確保する。</p>	<p>(2) 可搬型重大事故等対処設備の容量等</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の収束において、想定する事象及びその事象の進展を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の収束は、これらの系統の組合せにより達成する。</p> <p>「容量等」とは、必要となる機器のポンプ流量、タンク容量、発電機容量、蓄電容量及びポンベ容量並びに計装設備の計測範囲とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の容量等は、系統の目的に応じて1セットで必要な容量等を有する設計とする。これを複数セット保有することにより、必要な容量等に加え、十分に余裕のある容量等を有する設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち複数の機能を兼用することで、設置の効率化及び被ばく<b>低減</b>を図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量等を合わせた容量等とし、兼用できる設計とする。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する電源設備及び注水設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備を<b>1基当たり2セット以上持つこと</b>に加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを<b>発電所全体で</b>確保する。また、可搬型重大事故等対処設備のうち、負荷に直接接続する可搬式整流器、可搬型バッテリー、可搬型ポンベ等は、<b>1負荷当たり1セット</b>に、<b>発電所全体で</b>故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップを<b>加えた容量等</b>を確保する。ただし、待機要求のない時期に保守点検を実施、又は保守点検が目視点検等であり保守点検中でも使用可能なものについては、保守点検用は考慮せずに、故障時のバックアップを考慮する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3号炉には、可搬型の熱交換器はないため、伝熱容量は含まない。</li> </ul> <p>建屋構成の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負荷に直接接続する可搬型SA設備は、43条解釈に忠実に“1負荷当たり”と記載している。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>1.1.7.3 環境条件等</p> <p>(1) 環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)又は保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、自然現象による影響、発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。</p> <p>荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、重大事故等時における発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、風（台風）、凍結、降水及び積雪を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響として考慮する。</p> <p>自然現象による荷重の組合せについては、地震、風（台風）及び積雪の影響を考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置（使用）又は保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p>	<p>1.3.3 環境条件等【43条1―一、六、43条3―四】</p> <p>(1) 環境条件（第四十三条第1項第一号）</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度、使用温度）、放射線、荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力、湿度による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、自然現象による影響、外部人為事象の影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境圧力、温度及び自然現象による荷重を考慮する。</p> <p>自然現象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、重大事故等時における発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪及び火山の影響を選定する。これらの事象のうち、凍結及び降水については、屋外の天候による影響として考慮する。</p> <p>地震以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び降灰による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」にて考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p>	<p>1.3.3 環境条件等【43条1―一・六、43条3―四】</p> <p>(1) 環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、その機能が有効に発揮できるよう、その設置（使用）・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における温度（環境温度及び使用温度）、放射線及び荷重に加えて、その他の使用条件として環境圧力及び湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に海水を通水する系統への影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、温度及び機械的荷重に加えて自然現象（地震、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響）による荷重を考慮する。</p> <p>地震以外の自然現象の組合せについては、風（台風）、積雪及び火山の影響による荷重の組合せを考慮する。地震を含む自然現象の組合せについては、「1.1.2 耐震設計の基本方針」にて考慮する。</p> <p>これらの環境条件のうち、重大事故等時における環境温度、環境圧力、湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時の放射線による影響及び荷重に対しては、重大事故等対処設備を設置(使用)・保管する場所に応じて、以下の設備分類ごとに、必要な機能を有効に発揮できる設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人為事象と読替え済</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、竜巻及び火山の影響として降灰による荷重を考慮する。（大飯と同様）</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、地震とそれ以外を書き分けている。（大飯と同様）</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、<b>想定される</b>重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を<b>損なわない</b>設計とする。操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟内の重大事故等対処設備は、<b>想定される</b>重大事故等時における環境条件を考慮する。また、地震による荷重を考慮して、機能を<b>損なわない</b>設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。操作は、中央制御室、異なる区画若しくは離れた場所又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>原子炉建屋付属棟内、制御建屋内（中央制御室を含む。）、緊急用電気品建屋（地下階）内及び緊急時対策建屋内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を<b>損なわない</b>設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備は、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。操作は中央制御室、異なる区画<b>若しくは離れた場所又は設置場所</b>で可能な設計とする。</p> <p>屋外及び緊急用電気品建屋（地上階）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は、中央制御室、<b>離れた場所</b>又は設置場所で可能な設計とする。また、地震、<b>風（台風）及び積雪の影響</b>による荷重を考慮し、機能を<b>損なわない</b>設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛等の措置をとる。</p>	<p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を<b>損なうことのない</b>設計とする。</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内（空調上屋含む）の重大事故等対処設備は、重大事故等時における<b>それぞれの場所の環境条件を考慮した設計</b>とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を<b>損なうことのない</b>設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による<b>固定の措置</b>をとる。このうち、1次系の圧力が原子炉格納容器外の低圧系に付加されるために発生する原子炉冷却材喪失（以下、「インターフェイスシステムLOCA」という。）時、蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室<b>又は異なる区画（フロア）</b>、離れた場所若しくは設置場所で可能な設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室又は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を<b>損なうことのない</b>設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による<b>固定の措置</b>をとる。</p> <p><b>風（台風）、竜巻</b>による荷重を考慮して、<b>当該重大事故等対処設備と同じ機能を有する重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に保管するとともに、必要により悪影響防止のための固縛を行うこと</b>で重大事故等の対処に必要な機能を</p>	<p>原子炉格納容器内の重大事故等対処設備は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を<b>損なうことのない</b>設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋のうち制御建屋内及び原子炉周辺建屋内、原子炉格納施設のうちアニュラス部内及び緊急時対策所内の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を<b>損なうことのない</b>設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。このうち、インターフェイスシステムLOCA時、蒸気発生器伝熱管破損+破損蒸気発生器隔離失敗時又は使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用する設備については、これらの環境条件を考慮した設計とするか、これらの環境影響を受けない区画等に設置する。特に、使用済燃料ピット監視カメラは、使用済燃料ピットに係る重大事故等時に使用するため、その環境影響を考慮して、空気を供給し冷却することで耐環境性向上を図る設計とする。操作は中央制御室、異なる区画（フロア）又は離れた場所から若しくは設置場所で可能な設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室から可能な設計又は設置場所で可能な設計とするか、人が携行して使用可能な設計とする。</p> <p>また、地震、積雪及び降下火砕物による荷重を考慮して、機能を<b>損なうことのない</b>設計とするとともに、風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を<b>損なわない</b>設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。</p>	<p>建屋構成の相違                  記載表現の相違                  ・女川は、原子炉建屋原子炉棟内 と、その他の建屋内で記載を分割しているが、泊・大飯はまとめて記載している。考慮している内容は同等。                  ・中央制御室は、原子炉補助建屋内に設置しているため建屋区分で言えば“原子炉補助建屋”であるが、事故時居住性を確保する区画であり、別記とした（高浜と同様）。                  ・燃料取扱棟は、原子炉建屋内に設置しているため建屋区分で言えば“原子炉建屋”であるが、SFP 事故時の環境の特異性がある区画であり、別記とした（高浜と同様）。                  記載方針の相違                  ・泊は、IS-LOCA、SG 伝熱管破損、SFP 事故時に使用する設備に対して特に考慮すべき設計方針を特記している。                  記載表現の相違                  ・操作場所の記載は、“中央制御室”又は“中央制御室以外”の操作環境として記載した。</p> <p>建屋構成の相違                  設備の相違                  ・泊の屋外の重大事故等対処設備に離れた場所で操作する設備はない。                  記載箇所の相違                  ・泊は、自然現象による荷重の発生要因により、地震、台風及び竜巻、積雪及び降灰のそれぞれについての設計方針として記載している。                  設計方針の相違                  ・泊は、竜巻及び火山の影響として降灰に</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する、又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する設計とする。常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を通水する重大事故等対処設備は、海水の影響を考慮した設計とする。原則、淡水を通水するが、海水も通水する可能性のある重大事故等対処設備は、可能な限り淡水を優先し、海水通水を短時間とすることで、設備への海水の影響を考慮する。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの選定に当たっては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により機能を損なわない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応のために配置・配備している自主対策設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を損なわない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。</p>	<p>同時に損なうことのない設計とする。なお、当該可搬型重大事故等対処設備と同じ機能を有する重大事故等対処設備がバックアップのみの場合には、バックアップ保有分も含めて位置的分散を図る設計とする。(1.3.1(2)悪影響防止)</p> <p>積雪及び降灰による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。重大事故等時に海水を通水する可能性のある重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>外部人為事象の選定に当たっては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として選定する電磁的障害に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。</p>	<p>海水を通水する系統への影響に対しては、常時海水を通水する、海に設置する又は海で使用する重大事故等対処設備は耐腐食性材料を使用する。ただし、常時海水を通水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。使用時に海水を通水する又は淡水若しくは海水から選択可能な重大事故等対処設備は、海水影響を考慮した設計とする。また、海から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。</p> <p>電磁波による影響に対しては、重大事故等対処設備は、重大事故等が発生した場合においても電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</p> <p>また、事故対応の多様性拡張のために設置・配備している設備を含む周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない設計とする。周辺機器等からの悪影響としては、地震、火災及び溢水による波及的影響を考慮する。</p>	<p>よる荷重を考慮する。(大飯と同様)</p> <p>・影響が広範囲に及ぶ地震、積雪及び降灰は荷重を考慮し、除雪及び除灰による運用も含めて機能維持を図り、影響が局所的となる電巻は同時に荷重が作用しないよう同じ機能を有する SA 設備同士を分散保管及び悪影響防止の固縛を行うことで常設 SA 設備又は可搬 SA 設備の1セットが機能維持することで、SA 設備が SA 対応のための機能を同時喪失しない設計とする。(電巻の固縛は、機能維持目的ではなく、悪影響防止目的のため参照先を記載)</p> <p>記載表現の相違              設計方針の相違              ・原則淡水で、海水通水を短時間とする設計方針ではなく、海水を通水する可能性がある場合にはその影響を考慮する設計方針としている。</p> <p>記載表現の相違              ・外部人為事象と読替え済</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>溢水に対しては、重大事故等対処設備は、想定される溢水により機能を損なわないように、重大事故等対処設備の設置区画の止水対策等を実施する。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」に、火災防護については、「1.6.2 重大事故等対処施設の火災防護に関する基本方針」に示す。</p>	<p>溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、想定される溢水水位に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>溢水に対しては、重大事故等対処設備が溢水によりその機能を喪失しないように、常設重大事故等対処設備は、想定される溢水水位よりも高所に設置し、可搬型重大事故等対処設備は、必要により想定される溢水水位よりも高所に保管する。</p> <p>地震による荷重を含む耐震設計については、「1.1.2 耐震設計の基本方針」に、火災防護については、「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溢水に対する環境条件としての考慮として、区画の止水対策のほか高所に設置するなどの対策も含め、「溢水水位に対して機能を喪失しない」ことを設計方針としている。（伊方と同様）</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可申請書の章を引用する女川に対し、泊はまとめ資料の章を引用。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所で操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所（第四十三条 第1項 第六号）</p> <p>重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）若しくは離れた場所から遠隔で操作可能又は中央制御室遮へい区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p>	<p>(2) 重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定し、設置場所で操作可能な設計とする。</p> <p>放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により設置場所で操作可能な設計とするか、放射線の影響を受けない異なる区画（フロア）又は離れた場所から遠隔で、若しくは中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p>
<p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、放射線量の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p>	<p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所（第四十三条 第3項 第四号）</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定することにより、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の設置場所は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置、及び常設設備との接続に支障がないように、遮蔽の設置や線源からの離隔距離により放射線量が高くなるおそれの少ない場所を選定するが、放射線量が高くなるおそれがある場合は、追加の遮蔽の設置により、当該設備の設置、及び常設設備との接続が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>1.1.7.4 操作性及び試験・検査性</p> <p>(1) 操作性の確保 a. 操作の確実性</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件を考慮し、操作が可能な設計とする。</p> <p>操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可搬型照明等は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、必要により設置場所にてアウトリガの張り出し、輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは運転員等の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。</p> <p>現場において人力で操作を行う弁は、手動操作が可能な設計とする。</p> <p>現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、確実に接続が可能な設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性を考慮した設計とする。</p> <p>想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設</p>	<p>1.3.4 操作性及び試験・検査性【43条1-二、三、四、43条3-二、六】</p> <p>(1) 操作性の確保 a. 操作性の確実性（第四十三条 第1項 第二号）</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実なものとするため、重大事故等時の環境条件に対し、操作が可能な設計とする。（「1.3.3 環境条件等」）操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作台を近傍に配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>現場操作において工具を必要とする場合、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、アクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬、移動ができるとともに、設置場所にて固縛等により操作に必要な固定ができる設計とする。</p> <p>現場の操作スイッチは、操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため電源の充電露出部への近接防止を考慮した設計とする。現場で操作を行う弁は、手動操作又は専用工具による操作が可能な設計とする。現場での接続作業は、ボルト・ネジ接続、ボルト締めフランジ又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。重大事故等に対処するために急速な手動操作を必要とする機器は、要求時間内に達成できるように中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とする。</p>	<p>1.3.4 操作性及び試験・検査性について【43条1-二・三・四、43条3-二・六】</p> <p>(1) 操作性の確保 a. 操作の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合においても、重大事故等対処設備を確実に操作できるように、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び模擬操作を行う。</p> <p>手順に定めた操作を確実なものとするため、操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする（「1.3.3 環境条件等」）。操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に常設又は配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又は保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路の近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備の運搬・設置が確実に行えるように、人力又は車両等による運搬又は移動ができるとともに、設置場所にてアウトリガの設置等により固定できる設計とする。</p> <p>操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮した設計とし、現場での操作が可能な設計とする。また、電源操作は、感電防止のため電源の露出部への近接防止を考慮した設計とし、常設重大事故等対処設備の操作に際しては手順どおりの操作でなければ接続できない構造の設計とする。現場で操作を行う弁は、手動操作が可能な弁を設置する。現場での接続作業は、ボルト締めフランジ、コネクタ構造又はより簡便な接続規格等、接続規格を統一することにより、確実に接続ができる設計とする。ディスタンスピースはボルト締めフランジで取り付ける構造とする等操作が確実に行える設計とする。また、重大事故等に対処するために急速な手動操作を必要とする機器及び弁の操作は、要求時間内に達成できるよう</p>	<p>記載表現の相違 ・適用条文を明記している。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 ・作業場所の近傍はアクセスルートの近傍を含む記載としている。</p> <p>設備の相違 ・車両以外に運搬に使用するものはないため、“等”は付していない。 ・アウトリガで固定する可搬型SA設備はない。</p> <p>記載表現の相違 ・操作のための固定であることを明示した。</p> <p>記載表現の相違 ・操作性の確保として、第10条 誤操作の防止 に準じる観点から人間工学的観点と記載している。</p> <p>設備の相違 ・現場操作に専用工具を用いる場合もあることを記載している。</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>備のうち動的機器については、その作動状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>b. 系統の切替性                      重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性                      可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式等を用い、配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを用い、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続方式等を用いる設計とする。高圧窒素ガスポンプ、空気ポンプ、タンクローリ等については、各々専用の接続方式を用いる。また、同一ポンプを接続する配管は口径を統一する等、複数の系統での接続方式の統一も考慮する。</p>	<p>b. 系統の切替性（第四十三条 第1項 第四号）                      重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替操作可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性（第四十三条 第3項 第二号）                      可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮した端子のボルト・ネジによる接続等を、水及び空気の配管は配管径や内部流体の圧力によって、大口径配管又は高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。油配管、計装設備及び通信設備とその電源及び付属配管並びに緊急時対策所の各設備は、各々専用の接続方法を用いる。同一ポンプを接続する配管のうち、当該ポンプを同容量かつ同揚程で使用する系統では同口径の接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。</p>	<p>に中央制御室設置の制御盤での操作が可能な設計とする。制御盤の操作器は運転員の操作性及び人間工学的観点を検討した設計とする。</p> <p>b. 系統の切替性                      重大事故等対処設備のうち、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から弁又は遮断器操作等にて速やかに切替えできる設計とする。</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性                      可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続できるように、ケーブルは種別によって規格の統一を考慮したコネクタ又はより簡便な接続規格等を、配管は配管径や内部流体の圧力によって、高圧環境においてはフランジを、小口径配管かつ低圧環境においてはより簡便な接続規格等を用いる設計とする。また、原子炉施設が相互に使用することができるように3号炉及び4号炉とも同一規格又は同一形状とするとともに同一ポンプを接続する配管は同口径のフランジ接続とする等、複数の系統での規格の統一も考慮する。</p>	<p>記載表現の相違                      ・適用条文明記している。</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違</p> <p>設計方針の相違                      ・同一ポンプであっても供給先の要求容量に応じ、口径が変わることから同口径とする条件を記載した。（伊方と同様）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する発電所敷地又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものについては、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のア</p>	<p>d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保（第四十三条 第三項 第六号）</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートに対する自然現象については、網羅的に抽出するために、地震、津波に加え、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。</p> <p>外部人為事象については、網羅的に抽出するために、発電所敷地及びその周辺での発生実績の有無に関わらず、国内外の基準や文献等に基づき収集した飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等の事象を考慮する。</p> <p>これらの事象のうち、発電所敷地及びその周辺での発生の可能性、屋外アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート施設等の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港す</p>	<p>d. 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とする。</p> <p>屋外及び屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水及び火災を想定しても、運搬又は移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、高潮及び森林火災を考慮し、外部人為事象に対して飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災（石油コンビナート等の施設の火災、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び重大事故等時の高線量下を考慮する。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>アクセスルートに関する記載は、地震・津波確定後の状況に応じて記載変更の可能性が</p> </div> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人為事象と読替え済</li> </ul> <p>記載方針等の相違 (③)</p> <p>DB6 条の項目記載順と整合させ、森林火災、高潮の順に記載する。(伊方と同様)</p> <p>DB6 条の外部人為事象の項目名称と整合させた。なお、輸送車輛の発火は、発電所周辺状況より考慮対象の外部人為事象に含めていない。</p> <p>反映</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部人為事象と読替え済</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機落下「等」は、飛来物として発電所周辺での爆発等に起因する飛来物を含めているDB6条の記載と整合させた。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>クセスルートを確認する設計とする。</p> <p>なお、洪水、地滑り及びダムの崩壊については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>船舶の衝突に対しては、カーテンウォールにより船舶の侵入が阻害されることからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>電磁的障害に対しては、道路面が直接影響を受けることはないことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべり）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ及びバックホウをそれぞれ1台使用する。ブルドーザの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。また、バックホウの保有数は1台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を分散して保管する設計とする。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>津波の影響については、基準津波に対し余裕を考慮した高さの防潮堤及び防潮壁で防護することにより、複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p>	<p>る船舶の火災及びばい煙等の二次的影響)、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、地滑り及び洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート施設等の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地近傍に船舶航路がないこと等により設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては道路及び通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面の滑り）、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なホイールローダ1台（予備1台）及びバックホウ1台（予備1台）を保管、使用する。また、降水及び地震による屋外タンクからの溢水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の内側若しくは基準津波による遡上高さ以上の位置に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に</p>	<p>なお、発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺において想定される人為事象のうち、飛来物（航空機落下）については、防護設計の要否判断の基準を超えないとの理由により、ダムの崩壊、爆発及び石油コンビナート等の施設の火災については、立地的要因により、船舶の衝突については敷地配置より設計上考慮する必要はない。</p> <p>電磁的障害に対しては道路・通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外及び屋内アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺構造物の倒壊、周辺機器の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり）、津波による影響、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、積雪及び降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザ1台（予備1台）を保管及び使用する。また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>津波の影響については、防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する設計とする。想定を上回る万一のガレキ発生に対してはブルドーザにより速やかに撤去するこ</p>	<p>記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は、自然現象と人為事象をまとめて記載しているが、泊は別の文章としダムの崩壊は次段落に記載。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発は、女川では本ページ下部に記載しており、複数のアクセスルートを確認する設計。泊は立地的要因により考慮不要。</li> <li>・船舶の衝突は、女川ではカーテンウォールにより影響なし。泊は、船舶航路がないことにより考慮不要。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は近隣工場等の火災をまとめて書いているが、泊は括弧内にDB6条に記載している項目を列挙しているため、そのうちの石油コンビナート施設等の火災は立地的要因により考慮する必要がないものとして記載。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧に使用する設備の相違</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は基準津波による遡上高さ以上の防潮堤上をアクセスルートとする箇所がある。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>また、高潮に対しては、通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>森林火災については、通行への影響を受けない距離にアクセスルートを確認する。</p> <p>飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。落雷に対しては、道路面が直接影響を受けることはないため、さらに生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、地震の影響による周辺斜面の崩壊及び敷地下斜面のすべりで崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、可搬型重大事故等対処設備の運搬に必要な幅員を確認することにより通行性を確保できる設計とする。また、不等沈下等に伴う段差の発生が想定される箇所においては、これらがアクセスルートに影響を及ぼす可能性がある場合は段差緩和対策の実施、迂回又は砕石による段差箇所の仮復旧により対処する設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対して、道路については融雪剤を配備し、車両については常時スタッドレスタイヤを装着することにより、並びに急勾配の箇所のすべり止め材配備及びすべり止め舗装を施すことにより通行性を確保できる設計とする。なお、融雪剤の配備等については「添付書類5.1 重大事故等対策」に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の消火活動等については、「添付書類5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項」に示す。</p>	<p>対してはホイールロード及びバックホウにより速やかに撤去することにより対処する。また、高潮に対しては通行への影響を受けない敷地高さにアクセスルートを確認する。</p> <p>自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）、有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。落雷に対しては道路面が直接影響を受けることはないため、生物学的事象に対しては容易に排除可能なことからアクセスルートへの影響はない。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動による地震力に対して、運搬、移動に支障をきたさない地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。基準地震動による周辺斜面の崩壊や道路面の滑りによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ホイールロード及びバックホウによる崩壊箇所の復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。不等沈下や地下構造物の損壊に伴い段差が発生した場合には、複数のアクセスルートによる迂回やホイールロード及びバックホウによる段差発生箇所の復旧を行うことで通行性を確保できる設計とする。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へスタッドレスタイヤ等を配備することにより通行性を確保できる設計とする。また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時のアクセスルートの確保及び消火活動については、「技術的能力説明資料2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>とにより対処する。また、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けない。</p> <p>自然現象のうち凍結及び森林火災、外部人為事象のうち、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対しては、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する設計とする。落雷に対しては避雷設備が必要となる箇所にアクセスルートを設定しない設計とする。生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けない。</p> <p>屋外アクセスルートは、基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い通行性を確保する設計とする。</p> <p>アクセスルートの地盤については、基準地震動による地震力に対して、耐震裕度を有する地盤に設定することで通行性を確保する設計とする。また、耐震裕度の低い地盤に設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する設計とする。不等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザによる段差発生箇所の復旧を行う設計とする。さらに、地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる設計とする。なお、想定を上回る段差が発生した場合は、複数のアクセスルートによる迂回やブルドーザによる段差解消対策により対処する。</p> <p>屋外アクセスルートは、考慮すべき自然現象のうち、凍結及び積雪に対しては、車両へのオールシーズンタイヤ又はスタッドレスタイヤを配備することにより通行する。また、地震による薬品タンクからの溢水に対する薬品防護具の運用については『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料（以下「技術的能力説明資料」という。） 1.0 重大事故等対策における共通事項』に示す。</p> <p>大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊発生時の屋外アクセスルートの確保及び消火活動等については、「技術的能力説明資料2.0 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」に示す。</p>	<p>(HOLD:アクセスルートの検討結果を反映) 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定を上回る万一のガレキに対しての対処を記載。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林火災に対して、泊は迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。(大飯と同様)</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣工場等の火災については、括弧内にDB6条に記載している項目を列挙した。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は斜面が崩壊しても幅員を確保する設計。泊は崩壊箇所の復旧を行う設計。</li> <li>・不等沈下に対して女川は段差緩和対策又は復旧。泊は復旧により対処。(迂回の選択肢は同じ。)</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>対応方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は融雪剤、すべり止め材、すべり止め舗装を上げているが、泊はスタッドレスタイヤ、一部スパイクタイヤを装着することで凍結路面の走行を行う方針。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、大飯と同様に屋外アクセスルートにおける薬品防護具の運用について技術的能力まとめ資料に記載している旨を記載。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可申請書を引用する女川に対し、</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第43条 重大事故等対処設備

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器の防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する津波、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮による影響に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>また、発電所敷地又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものとして選定する飛来物（航空機落下）、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス及び船舶の衝突に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、機器からの溢水に対して適切な防護具を着用する。</p> <p>また、地震時に通行が阻害されないように、アクセスルート上の資機材の固縛、転倒防止対策及び火災の発生防止対策を実施する。万一通行が阻害される場合は迂回する又は乗り越える。</p> <p>屋外及び屋内アクセスルートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明設備を配備する。これらの運用については、「添付書類+5.1 重大事故等対策」に示す。</p>	<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びポンペロ金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、自然現象として選定する地震、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、降灰、生物学的事象、森林火災及び高潮）及び外部人為事象として選定する飛来物（航空機落下等）、近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガスに対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。また、地震時に資機材の転倒、散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去できない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。屋外及び屋内アクセスルートにおいては、停電時及び夜間の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」及び「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>屋外アクセスルートの地震発生時における、火災の発生防止策（可燃物収納容器の固縛による転倒防止及びポンペロ金の通常閉運用）及び火災の拡大防止策（大量の可燃物を内包する変圧器、油計量タンク及び補助ボイラ燃料タンクの防油堤の設置）については、「火災防護計画」に定める。</p> <p>屋内アクセスルートは、地震、津波、その他自然現象による影響（台風及び竜巻による飛来物、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、降灰及び森林火災）及び外部人為事象（近隣工場等の火災（発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所港湾内に入港する船舶の火災及びばい煙等の二次的影響）及び有毒ガス）に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する設計とする。</p> <p>屋内アクセスルートにおいては、溢水等に対して、アクセスルートでの被ばくを考慮した放射線防護具を着用する。また、地震時に資機材の転倒及び散乱により通行が阻害されないように火災の発生防止対策や、通行性確保対策として、撤去出来ない資機材は設置しないこととするとともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛又は転倒防止により支障をきたさない措置を講じる。屋外及び屋内アクセスルートにおいては、停電時及び夜間等の確実な運搬や移動のため可搬型照明装置を配備する。これらの運用については、「技術的能力説明資料1.0 重大事故等対策における共通事項」並びに「1.2 火災による損傷の防止」に示す。</p>	<p>泊はまとめ資料を引用。</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊には可燃物ポンペがあるため、火災発生防止対策としてポンペロ金の通常閉運用を行う。</li> <li>・泊には大量の可燃物を内包する機器として補助ボイラ燃料タンクがある。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内アクセスルートについて、自然現象と外部人為事象ともに、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する対応であることから、泊では1文で記載している。</li> <li>・外部人為事象と読替え済</li> <li>・近隣工場等の火災については、括弧内にDB6条に記載している項目のうち考慮する項目を列挙した。</li> </ul> <p>設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、爆発、船舶の衝突は立地的要因、船舶航路がないことにより考慮不要。</li> </ul> <p>対応方法の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内アクセスルートにおいて化学薬品の漏えいは想定されないため、適切な防護具として放射線防護具と記載した。</li> </ul> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川が記載している迂回・乗り越えも含めて、泊では支障をきたさない措置と記載している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可申請書を引用する女川に対し、泊はまとめ資料を引用。</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>(2) 試験・検査性</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、<b>発電用</b>原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査を実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの<b>有無の確認</b>、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮して必要な空間等を備え、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする。</p> <p>試験及び検査は、<b>使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査</b>に加え、保全プログラムに基づく点検が<b>実施可能な設計</b>とする。</p> <p><b>発電用</b>原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、<b>発電用</b>原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査性（<b>第四十三条 第1項 第三号</b>）</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「<b>発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について</b>」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、機能性能の確認、漏えいの確認、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した<b>配置</b>、必要な空間等を備える<b>設計</b>、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする<b>設計</b>とする。</p> <p>試験及び検査は、<b>使用前事業者検査及び定期事業者検査</b>に加え、保全プログラムに基づく点検<b>を実施できる設計</b>とする。</p> <p>機能・性能の確認においては、<b>所要の系統機能を確認する設備</b>について、原則として系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備することにより、<b>可搬型重大事故等対処設備のみで系統構成するものは独立した試験系統、常設重大事故等対処設備を含む設備にて系統構成するものは他設備から独立した試験系統にて確認できることで、試験範囲外の系統に悪影響を与えない設計</b>とする。</p> <p>原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、<b>運転中の試験又は検査</b>によって原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、運転中に<b>定期的に試験又は検査</b>ができる設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p>	<p>(2) 試験・検査等</p> <p>重大事故等対処設備は、健全性及び能力を確認するため、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検、試験又は検査（「<b>発電用原子力設備における破壊を引き起こすき裂その他の欠陥の解釈について</b>」に準じた検査を含む。）を実施できるよう、分解点検等ができる構造とする。また、接近性を考慮した配置、必要な空間等を備える設計、構造上接近又は検査が困難である箇所を極力少なくする設計とともに<b>非破壊検査が必要な設備については、試験装置を設置できる設計</b>とする。</p> <p>これらの試験及び検査については、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査の法定検査を実施できることに<b>加え、保全プログラムに基づく点検及び日常点検の保守点検内容を考慮して設計するものとする。</b></p> <p>機能・性能の確認においては、<b>所要の系統機能を確認する設備</b>について、原則、系統試験及び漏えい確認が可能な設計とする。系統試験においては、試験及び検査ができるテストライン等の設備を設置又は必要に応じて準備する。また、悪影響防止の観点から他と区分する必要があるもの又は単体で機能・性能を確認するため個別に確認を実施するものは、特性及び機能・性能確認が可能な設計とする。</p> <p>原子炉の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、<b>運転中に定期的に試験又は検査</b>ができる設計とする。ただし、<b>運転中の試験又は検査</b>によって原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りとはしない設計とする。また、多様性又は多重性を備えた系統及び機器にあっては、その健全性及び多様性及び多重性を確認するため、各々が独立して試験又は検査ができる設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用条文を明記している。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p> <p>規則改正による相違</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性能検査を行う際の悪影響防止方法を類型化し記載した。</li> </ul> <p>記載表現の相違</p>



女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3/4号炉	相違理由
<p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として、適切な定期試験及び検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、運転中に重大事故等対処設備としての機能を停止した上で試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。</p> <p>代替電源設備は、電気系統の重要な部分として適切な定期的試験及び検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則として分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>運転中における安全保護系に準じる設備である、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「ATWS」という。）緩和設備においては、重大事故等対処設備としての多重性を有さないため、検査実施中に機能自体の維持はできないが、原則として運転中に定期的に健全性を確認するための試験ができる設計とするとともに、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない設計とする。</p> <p>代替電源設備及び可搬型のポンプを駆動するための電源は、系統の重要な部分として適切な定期的試験又は検査が可能な設計とする。</p> <p>構造・強度を確認又は内部構成部品の確認が必要な設備については、原則分解・開放（非破壊検査を含む。）が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ATWS 緩和設備について、SA 機能を除外した状態で試験ができる設計であることを簡潔に記載した。（伊方と同様）</li> </ul>